平成

第三千四 (水曜日) 一十三年 一十三日 百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 道路の区域の変更..... 保安林の指定解除予定 家畜伝染病の発生..... 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞 の支援に関する法律による施術者の指定..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届 の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による医療機関の指定..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 生活保護法による医療機関の指定..... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定. 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更 県税に関する申告、納付等の期限の指定. 告 目 示 次 (障害福祉課) (税 道 林 政健 (環境政策課) 康策 同 同 同 同同 同 路 政 産 同 同 務 課 課 課祉 課 _ :: :: : : : : : : : : : : : : Ħ. 껃 Į Į ᄁᄓ \equiv \equiv 三 \equiv 兀 Ξ

の一部を改正する規則規則及び青森県立郷土館規則青森県総合社会教育センター 規則及び青森県立郷土館規則	教育委員会	土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	土地改良区の定款変更の認可	出先機関	開発行為に関する工事の完了県営土地改良事業計画の決定	公告	道路の供用の開始
(生涯学習課) ゼ		(三八地域)	(県 民 局)		(建築住宅課)		(同)
:		÷	÷		: :		÷
七		七	\vdash		ベ ベ		ブ

示

青森県告示第五百二十七号

での間に到来するものについて、 掲げる期日は、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日ま 定により、平成二十三年三月二十五日青森県告示第二百七十五号 (県税に関する申告) 納付等の期限の延長) において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に 青森県県税条例 (昭和二十九年五月青森県条例第三十六号) 第二十七条第一項の規 平成二十三年七月二十九日とする。

平成二十三年六月十五日

法人の県民税に係る期日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

法人の事業税に係る期日

個 人の事業税に係る期日 (申告に関する期限に係るものに限る。

地方消費税に係る期日

青森県告示第五百二十八号

五前段の規定により告示する。で、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申

吾

変更後 株式会社 清水 貴之 一 八戸市大字十八日町四一 平の二 の二 の			
A 1 1 1 1 1 1 1 1 1	変更	変更	X
報 代表者の 主愛石油 山下 長二 八戸市大字十八日町四一 の二	後	前	分
会名 事業所の所在地 長二 八戸市大字十八日町四一 四一 の二		=	
・	清水	半	氏代表
	貴之	長二	名の
≕亚 ∠ -	<u></u>	₩ <i>†</i> -	
三平 · 成 _吾 一 日更	三 季 一	平 成	年変 月 日更

青森県告示第五百二十九号

するので、同条第二項の規定により公示する。十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申

吾

分場 (安定型) 産業廃棄物の最	名称
終処	
第四関廃 十十す棄	埋
三六る物	立
条年法の の政律処 二令施理	地
第第行及	の
一三令び 号百(清 号昭掃	X
つ和に	分
二二黒二の石の一市	指
部の字 一境	定
部松 及字 び川	X
一原 一田 二一 の一	域

青森県告示第五百三十号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

平成二十三年六月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

五	" = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
弘前市大字土手町三一弘前市大字元長町一六	一 八 平 成
7 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の五五平成三章
±	平 ″

青森県告示第五百三十一号

二号の規定により告示する。 おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第45活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区
後	前	分
ションセンター 弘前脳卒中・リハビリテー	弘前脳卒中センター	名称又は氏名
_	一弘前市大字扇町一丁目二の	
======================================	三平 · 成 巴·	

青森県告示第五百三十二号

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

アイン薬局東通村店乙供さくら薬局
碇ヶ関診療所アイン薬局東通村店
碇ヶ関診療所
(歯科) テーショ ンセンター 弘前脳卒中・リハビリ

青森県告示第五百三十三号

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第四十九成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成三		<i>)</i> L	丁目一五の九			位堂	八戸市石堂一	サンケア薬局石堂店
指定年月日	所	住	は	又	地	在	所	名称又は氏名

青森県告示第五百三十四号

で、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったの(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十条成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

写 万 三	下田店	イオン薬局下田店	変更後
		ジャスコ下田店薬局	変更前
	へは氏名 所在地又は住所	名称又	区分

青森県告示第五百三十五号

ので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があった(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十条成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
ノンヒー記済落局電客店		名称又は氏名
八戸市青葉三丁目三一の一	七八戸市青葉三丁目三一の二	所在地又は住所
<u>5</u>	変更年月日	

青森県告示第五百三十六号

生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十条成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申

吾

தが女属外	氏名
八戸市多賀	所
トロヨが哲三番丁一人の三二、八戸市多賀台四丁目四の三	在地又は住所
	廃止年月日

青森県告示第五百三十七号

平成二十三年六月十五日

所 施術所の名称 施術所の所在地 指 定

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏

名

住

大向	千葉
清海	健 司
ージュスワB 棟八戸市諏訪三丁	一九四の一 大字鶴田字沖津 北津軽郡鶴田町
清海鍼灸接骨院	鍼灸院つる田呉本接骨
B マンション河戸市小中野八	一九四の一 大字鶴田字沖津 北津軽郡鶴田町
三三	宣平 • 成 □•

青森県告示第五百三十八号

第三号の規定により公示する。 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の

平成二十三年六月十五日

蛍谷調剤薬局	名	
	称	
浅虫温泉 温泉字	所	
松園 一階	在	
	地	
平成三 季二	年指 月 日退	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第五百三十九号

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成二十三年六月十五日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

ヨーネ病	病の 種類 類
#	種家 畜 類の
患畜	患畜、 疑似 別
	頭数
上北郡東北町	発生の場所又は区域
三平 → 成 →	年発 月 日生
<u> </u>	口土

解除予定保安林の所在場所

むつ市川内町館山下一二二の一・一二二一の四・二六三の一・二六三の一六三・二

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

	ヨー ネ病	#	患	畜	_	十和田市	<u>=</u> <u>≠</u>	季 六	
	ヨー ネ病	牛	患	畜	=	上北郡東北町	"		
	ヨー ネ病	牛	患	畜	=	上北郡七戸町	11111-	五 一 〇	
	ヨー ネ病	牛	患	畜	_	上北郡七戸町	- <u>=</u>	三三	
	ヨー ネ病	牛	患	畜	_	十和田市	≡ =	三三。	
	ヨー ネ病	牛	患	畜	_	上北郡東北町	11111-	季 芸	
青	青森県告示第五百四十号	五百四十	号	}	}	告示第五百四十号	}		
+	六年法律第次のとおり	二百四十	九号) 気	第 安 三 林 十 の	条 定を	十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法	。 林 法	(昭和二	_
	平成二十	平成二十三年六月十五日	十五日						

公衆の保健

二 保安林として指定された目的

六三の一六六 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

三 保安林を解除しようとする理由

水道施設用地とするため

、「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百四十一号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月十四日まで青森県県土整備

平成二十三年六月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1				番図号面
県				亏面 種道
道				路類の
				路
線西 目 屋			線 名	
中津軽軽郡西西目目				变
	軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一一	屋村大字村市字稲葉一八二の一から		更
	字村元	字稲葉		の
	五 〇 の 一	<u>八</u> の		X
	ー ま で	ー から		間
後	後	前	前	前変 後更 別の
七七・八〇メートルまで	七七・八〇メートルまで九・二〇メートルから	七七・八〇メートルまで一二・九〇メートルから	七七・八〇メートルまで九・二〇メートルから	敷地の幅員
一、七六八・〇〇メートル	一、七四九・八〇メートル	一、七六八・〇〇メートル	一、七四九・八〇メートル	敷地の延長備考

県営土地改良事業計画の決定

公

告

2			
県			
	道		
線水喰野辺地			
上北郡野辺地町字坊ノ塚一一の一一まで上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字坊ノ塚一一の一一まで上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	
後	前	前	
四二・〇〇メートルまで一六・〇〇メートルから	ーー・○○メートルまで 四・五○メートルから	四二・五〇メートルまで	
五八三・一〇メートル	六六一・〇〇メートル	五八三・一〇メートル	

青森県告示第五百四十二号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月十四日まで青森県県土整備

平成二十三年六月十五日

Ξ 村 申 吾

弘前線 県道岩崎西目屋 線 名 まで中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一一中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一一 から中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二 供 用 開 始 の X 間 の 平成三 の供 期 期 開 六 日始

青

路

森

青森県知事

Ξ

縦覧の場所

田子町役場

平成二十三年六月十六日から同年七月十三日まで

縦覧の期間

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

平成二十三年六月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十三年六月十五日

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、

都市計画法

(昭和四十三年法律

開発行為に関する工事の完了

青森県知事 Ξ 村 申

吾

名開 称発 区 域 (工区 区 に含まれる地域の (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五及び四一八の六ら九三の八、四一、九一の三まで、九三の八、四一、九一の四、九三の十和田市大字三本木字一本木沢九 ーの九 八一一 のかの 五十和田市大字三本木字一本木沢九二 株式会社ニュース

の

出 先

計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 飯豊地区の県営土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業 (面的集積型) (区画整理)

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、原・

機

関

土地改良区の定款変更の認可

規定により公告する。 市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月六日認可したので、同条第三項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 弘前

平成二十三年六月十五日

中南地域県民局長 Ш 村 昌

廣

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 可の申請を適当と決定したので、 同法第八条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する 同法第四十八条第九項において準用する同法第八条 田子町土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認

平成二十三年六月十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

1

定款の写し

縦覧の期間

平成二十三年六月十六日から同年七月十三日まで

縦覧の場所

田子町役場

教 育 委 員

青森県総合社会教育センター 規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則を

(

ここに公布する

平成二十三年六月十五日

青 森 県 教育委員 会

青森県教育委員会規則第四号

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正

第一条 青森県総合社会教育センター 規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十

一号) の一部を次のように改正する。

る公の施設の管理に関する条例 (平成十七年三月青森県条例第六号) 第六条の規定 三月青森県条例第五号。以下「条例」という。) 第八条及び青森県指定管理者によ 第一条中「この規則は」の下に「、青森県総合社会教育センター条例 (平成元年

に基づき」を加える。

五号。以下「条例」という。)」を「条例」に改める。 第八条第一項中「青森県総合社会教育センター条例(平成元年三月青森県条例第

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定によ ものとする。 を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げる り同条に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) にセンターの管理

限る。)、第八号その他の県民の学習活動の支援に関すること。 条例第二条に規定する業務のうち、 第四号(県民の学習活動に関する相談に

一 条例第四条の規定によるセンターの施設 (食堂施設を除く。) の使用の承認

に関すること。

すること。 条例第七条並びにこの規則第九条及び第十条の規定による使用の制限等に関

第十三条第一号から第五号までの規定による使用料の免除に関すること。 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

その他センター の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等)

第十五条 及び休所日は、 り指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間 これを変更するときも、 日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定によ 第六条本文に規定する開所時間及び第七条第一項に規定する休所 同様とする。

2 変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日 に休所することができる。 指定管理者は、 特に必要と認めるときは、 前項の規定により定めた開所時間を

(青森県立郷土館規則の一部改正)

部を次のように改正する。 青森県立郷土館規則 (昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号) のー

県条例第四号。以下「条例」という。) 第五条及び青森県指定管理者による公の施 設の管理に関する条例 (平成十七年三月青森県条例第六号) 第六条の規定に基づき」 を加える。 第一条中「この規則は」の下に「、青森県立郷土館条例 (昭和四十八年三月青森

例」という。)」を「条例」に改める。 第十一条中「青森県立郷土館条例 (昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条

第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定によ り同条に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に郷土館の管理を 行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、 次の各号に掲げるも

郷土館の施設、 設備等の維持管理に関すること。

第十二条第一項第一号から第七号までの規定による使用料の免除に関するこ

三 その他郷土館の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第十七条 を基準として指定管理者があらかじめ館長の承認を受けて定めるものとする。こ 休館日は、第七条第一項に規定する開館時間及び第八条第一項に規定する休館日 指定管理者に郷土館の管理を行わせることとした場合の郷土館の開館時間及び 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定によ

れを変更するときも、同様とする。

2 変更し、及び同項の規定により定めた休館日以外の日に休館することができる。 指定管理者は、 特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を

この規則は、 公布の日から施行する。

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行